

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 行政文書等の範囲の拡大

- 一 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該行政機関が保有しているもの（当該行政機関が管理すべきものを含む。）をいうものとする。

（第二条第四項関係）

- 二 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人等が保有しているもの（当該独立行政法人等が管理すべきものを含む。）をいうものとする。

（第二条第五項関係）

第二 行政機関の職員が文書を作成すべき場合の拡大

- 一 事案の軽微性の要件の削除

行政機関の職員は、処理に係る事案が軽微なものである場合であっても、第四条第一項各号に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならないものとする。 （第四条第一項関係）

- 二 国会議員等からの要求に係る文書の作成

行政機関の職員は、当該行政機関における意思決定（法令の制定又は改廃等に係るものを除く。）又は当該行政機関の事務若しくは事業の実施に関し、次に掲げる者から、個別的又は具体的な要求（照会を含む。以下二において同じ。）（その職務として行う要求であって政令で定めるものを除く。）がされたときは、当該要求の内容及び当該要求への対応等の経過の詳細を記載した文書を、その適正性の確保のための政令で定める手続（その者に対して記載内容の確認のための署名を求める手続を含む。）に従い、作成しなければならないものとする。

- ① 衆議院議員又は参議院議員
- ② 国務大臣、副大臣若しくは大臣政務官又はこれらに準ずる者として政令で定める者
- ③ 衆議院議員若しくは参議院議員の秘書（国会法第百三十二条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するものをいう。）又はこれらに準ずる者として政令で定める者
- ④ ③に掲げる者のほか、①若しくは②に掲げる者の活動を補佐し、又はこれらの者と一体的に活動する者とみなされる者として政令で定める者

(第四条第二項関係)

第三 行政文書の整理等に関する規律の適正化

一 保存期間を延長することができる事由の厳格化

行政機関の長は、行政文書ファイル等に機密に関する事項が含まれていることその他の事由により当該行政文書ファイル等を当該行政機関において引き続き保存することが必要やむを得ない場合として政令で定める場合に限り、保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができるものとする。

(第五条第四項関係)

二 行政文書ファイル管理簿への記載

行政機関の長は、行政文書ファイル等の保存期間にかかわらず、必要な事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならないものとする。

(第七条第一項関係)

三 保存期間が満了した行政文書ファイル等の国立公文書館等への移管

行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を、国立公文書館等に移管しなければならないものとする。

(第八条第一項関係)

第四 法人文書の管理に関する規律の適正化

法人文書の管理についても、第二及び第三と同様とすること。 (第十一条関係)

第五 歴史公文書等に係る特例

当分の間、行政文書及び法人文書については、第二条第六項の規定にかかわらず全て歴史公文書等とみなして、公文書等の管理に関する法律の規定を適用するものとする。 (附則第一条の二関係)

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、三については、公布の日から施行すること。 (改正法附則第一条関係)

二 経過措置

この法律の施行の際保存期間が満了していない行政文書ファイル等及び法人文書ファイル等について、
所要の経過措置を設けること。 (改正法附則第二条関係)

三 関係法律の整備等

この法律の施行に伴う関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定めること。

(改正法附則第四条関係)

四 その他所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うこと。